

第 1 2 回田沢湖・角館・西木合併協議会

会 議 録

平成 1 6 年 5 月 3 1 日 (月)

第12回田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成16年5月31日

開催場所 角館広域交流センター

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後5時05分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

小 林 一 雄

戸 沢 清

沢 田 信 男

佐々木 章

辻 均

山 本 陽 一

三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

以上27名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

本 間 智 1名

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野 中 秀 人

副幹事長 羽 川 昭 紘 大 澤 隆

幹 事 浦 山 清 悦 藤 木 春 悦

浅 利 武 久

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局 長 大 楽 進

副 局 長 高 橋 徹

次 長 羽 川 茂 幸 藤 村 好 正

事務局職員 高 橋 信 次 佐 藤 祥 子

芳 賀 満 希 子 富 木 弘 一

能 美 正 俊 阿 部 聡

高 橋 良 宣 田 口 信 幸

田 村 政 志 高 倉 正 人

若 松 正 輝 猪 本 博 範

会議次第

- 1．開会
- 2．会長あいさつ
- 3．会議録署名委員の指名について
- 4．議題
 - 協議案第5号 新自治体の名称について（継続協議）
 - 協議案第10号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
 - 協議案第11号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
 - その他
- 5．閉会

開会 13:30

事務局長 皆様、本日は大変ご苦勞様でございます。定刻になりましたので、ただ今から第12回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。開会にあたりまして、会長であります佐藤田沢湖町長よりご挨拶を申し上げます。

会長 春の農作業もほぼ終了という今日この頃でございますが、あいにくの天候が雨であります。5月の定例会であります合併協議会の会議を開催するわけではありますが、本日は、去る20日の協議会で選定をいただいております中から、3次選定として進めてまいりたいと思います。なお又、議員の定数及び任期の取扱い等の議題も去る会議で相互に確認をしておりますので、この第3次選定と議員の定数等を協議をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 どうもありがとうございました。それでは、会議に入らせていただきますが、議事は会議次第に従いまして進めさせていただきます。本日の出席委員は本間智委員から欠席届が出ておりますので、27名の委員の皆様のご出席を賜っております。合併協議会規約によりまして、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。次に委員の皆様にお願ひでございますが、会議録を作成しておりますので、会議における発言につきましては、マイクを使って町村名とお名前を言ってから発言くださるようよろしくお願いいたします。次に傍聴者の皆様にお願ひいたします。会議傍聴要綱によりまして、会議における発言等にたいして拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、私語、談笑等会議の妨害となるような行為、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為はできないことになっておりますので、守ってくださいますようよろしくお願いいたします。なお、会議の議長は合併協議会規約によりまして、会長がつとめることになっておりますので、会長より進行のほうよろしくお願いいたします。

会長 それでは、ただ今より第12回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規程第6条第3項の規定によりまして、会議録署名委員3名を私の方から指名することになっておりますので、指名させていただきます。田沢湖町、千葉勇委員。角館町、小林一雄委員。西木村、佐藤宗善委員を指名いたします。それでは、早速議題に入らせていただきます。協議案件5号新自治体の名称について、継続協議になっておりました、この新市名候補の第3次選定を行います。なお、これについては、後ほど事務局長から説明させますけれども、私から若干補足説明を、私から説明をいたします。2月13日の臨時合併協議会で確認されております名称の決定方法に基づき、5月20日開催の臨時合併

協議会で選定された新市名称第2次候補10作品の中から新市名称候補第3次選定の投票を行いたいと思いますが、投票に入る前にご意見、ご質問ありましたら、ご意見をお願いしたいと思います。はいどうぞ。

武藤委員 ただ今から、確認の意味でございますので、第3次選定を行う訳でございますが、今日この後、最終決定まで、行うのかどうかということを確認しておきたいと思っておりますので、ご質問いたします。

会長 皆さんもご承知のように、そういう算定方法については、協議をしていくということで、実は、皆さんも、そういう公募方法で公募いたしておりますので、第3次選定を得た後、協議をし、協議の結果によってはいろいろな方法があると思っておりますので、いずれ継続もあると思えますし、あるいはそれによつての決定をするということもあるわけですが、一応そうした投票の結果を踏まえて、協議をいたして進めてまいりたいと思っておりますので、公募の内容に記載のとおり順序で進めてまいりたい。こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。はいどうぞ。

田口（喜）委員 田沢湖の田口ですけれども、5月20日の日に会長が最後にこういう言葉でしめております。5月31日は新市の名称候補を5点に決定することと、それから議員の取扱いについて協議したいと言っておりますが、今、西木の武藤委員から、どこまで決定するのかという質問に対して、協議をして決めたいということでしたけれども、これについて伺いたいとおもいます。

会長 3次選定をした後、協議をしながら継続も考えられるというのは、そういう意味を兼ねてそうした発言をしたとご理解いただきたいと思っております。そういうふうに、協議は一応しながら、選定方法にあります協議をして進めていきたい。こういうことにしておいたと私はそう思っておりますが。ただ今のお答えは今、私も申し上げたことでございますが、5月31日開催の協議会では、5作品に絞込み協議を行いたいと思えますと。十分ご審議いただいて進めて行きたいと。ここまでは答えてございます。ただし、協議の内容では今、ご質問にあるように、いろんな協議の内容によっては、次の協議も考えられるという考え方の中では、申し上げておる、私ここそういうふう書いておりますので、そういうふうにひとつご理解いただきたいと思えます。他にございませんか。ないようでありますので、説明申し上げた順序にしたがって進めてまいりたいと思えます。投票に入る前に、新市名称第3次選定について、事務局より、そうした順序について説明をさせますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは投票の方法についてご説明いたします。第3次選定で、この前投票

していただいて、ここにありますが、10点の候補の中から、1票を投票して、5点に絞ると言うわけですが、新市の名称の決定方法につきましては、2月13日開催の第2回臨時合併協議会で確認されております。その内容につきまして、皆さんにお渡ししております、新市の名称決定方法第3次選定をご覧くださいと思います。6ページになります。この下の方ですが、第4第3次選定。1としまして、合併協議会において、会長及び副会長を含む出席委員（以下「出席委員等」という）が、第2次名称候補の中から1つを選び、投票する。投票は無記名投票とする。2、投票数の上位5の第2次名称候補を第3次名称候補とする。ただし、得票数第5位となる名称案が複数あるときは、得票数の第5位となる名称案すべてを含めて第3次名称候補とする。3番としまして、第2次選定において、第2次名称候補が5以下の場合は、そのすべてを第3次名称候補とし、投票は行わない。となっておりますが、この項目については、前回の第2次投票で10作品が選定されておりますので、ここは該当しません。4としまして、1つの第2次名称候補の得票数が投票総数（無効票を除く。以下同じ）の3分の2以上となった場合においても、その第2次名称候補を新市の名称として決定するものではない。以上のように決定しておりますので、この方法により、投票を行うこととなります。次に投票の方法であります。投票用紙に1点の名称を記述する方法で行います。投票は、無記名投票により、事務局で議席順にお名前をお呼びしますので、順番に投票用紙を受け取り、ステージ前の記載台で記載の上、投票箱に投票お願いいたします。投票用紙には、1つの名称を記述する欄を設けております。皆さんに配布しております、第2次選定名称候補10作品の中から1点を選定し、その名称を記入して投票していただきたいと思います。記載台にも貼り付けておりますので、ご参照ください。第2次選定候補以外の名称を記載した場合や、判読できない場合は無効となりますので、注意をお願いします。投票は会長を含む全員が行います。開票は3町村の代表の方に立会いをお願いをし、事務局が行い、先程新市の名称候補の決定方法で説明しましたが、獲得得票の上位5点を第3次候補とします。第5位となる名称案が複数ある場合は、その全てを含めて第3次候補とする。ということであります。以上でございますが、第3次選定の投票方法、投票、開票の説明をおわります。

会長 説明がおわりました。ただ今の説明について、ご質問はございませんでしょうか。
（「なし」というこえあり）

会長 ただ今の説明でご質問がないようでありますので、これで質問を終らせていただきまして、それでは順序にしたがいまして、投票を開始します。それぞれ確認をしていただきたいと思います。

事務局長 それでは準備をいたしますので、暫時お待ち願いたいと思います。それでは、準備が出来ましたので投票箱の確認をお願いいたします。

会長 それでは、投票の準備が終了いたしましたわけでございますので、なお、投票立会人につきましては、委員の皆さんの前で投票を行いますので、委員全員が立会人という形でご了承をお願い申し上げます。それでは、開票立会人につきましては、投票が終ったあとで、委員の指名をさせていただきたいと思います。それでは、事務局の方で順序で進めてください。

事務局長 準備が出来ましたので、議席順にお名前をお呼びいたしますので、記載台で記入の上投票箱に投票していただきたいと思います。会長からまいります。1番佐藤清雄委員。2番太田芳文委員。3番田代千代志委員。4番佐々木章委員。5番沢田信男委員。6番高橋正男委員。7番信田幸雄委員。8番門脇明委員。9番田口喜義委員。10番戸沢清委員。11番小松直委員。12番田口勝次委員。13番辻均委員。14番山本陽一委員。15番武藤昭男委員。16番三杉真紀子委員。17番藤井けい子委員。18番小林一雄委員。19番伊藤邦彦委員。20番佐久間健一委員。21番堀川光博委員。22番稲田修委員。23番鈴木重藏委員。24番細川雪子委員。25番佐藤雄孝委員。26番佐藤宗善委員。27番千葉勇委員。28番の本間智委員は本日欠席でございます。

会長 投票が終わりました。投票漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 なしという事でございます。それでは、投票漏れがないようでありますので開票いたしたいと思います。開票立会人を私の方から指名いたします。田沢湖町の千葉勇委員。角館町の小林一雄委員。西木村の佐久間健一委員の3名を開票立会人をお願いいたします。いかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 ご異議なしということでありますので、ただ今から3人の開票の立会いをお願いいたします。それでは事務局お願いいたします。

(開票作業)

会長 ただ今、開票が終了いたしましたので、開票の結果について事務局より報告させます。事務局の報告をお願いします。

事務局長 開票の結果について報告いたします。投票者数27名。投票総数27票。内、有効票27票。無効票0でございます。次に50音順に名称と投票総数を報告いたします。記載をお願いいたします。1番の角館市、8票でございます。2番北浦おばこ市、得票ありませ

ん。3番北浦こまち市もございません。4番北浦市も得票ございません。5番、北の都市、2票。6番仙北市もございません。7番田沢湖角館市もございません。8番ひらがなの、たざわこ市、得票ございません。9番、漢字の田沢湖市、7票。10番、みちのく市が10票でございます。合計27票でございます。それでは得票数の多い上位4作品になりましたが、発表いたします。第1位が、みちのく市、10票でございます。次、1番の角館市が8票で2位でございます。9番の田沢湖市が7票で3位でございます。5番の北の都市が2票で4位でございます。以上、4作品が第3次候補として選定されました。以上でございます。

会長 ただ今、事務局より報告ありました、5作品の名称の投票でございましたが、現在4作品が第3次名称候補として決定をいたしました。これについて、5候補の選定であります、4になるわけでありますけれども、ご異議ございませんか。

(「なし」と言う声あり)

会長 ご異議なしということですので、ただ今の4作品を第3次選定候補に決定をいたしました。次に最終選定といいますか、ただ今の4作品について民さんからいろいろ選定についての協議をしてみたいと思います。新市の最終と言いますか、選定の確認した上では、十分皆さんで協議をするという内容になっておりますので、この後、4候補を皆さんに協議を進めてみたいと思います。なお、協議に入る前に暫時休憩をいたしたいと思いますが、5分間のトイレ休憩をいたしたいと思います。

休憩 14:07

再開 14:17

会長 会議を再開いたします。なお、この選定方法については、協議をするという内容の、皆さんのお手元に公募の段階では一応、この段階で、協議をして全会一致までひとつを目指す。こういうふうに一応なっているわけでありますので、いずれそういう意味の協議を願った上で、また次のそういう場合の、また次のところで投票ということになりますと、それはそれで、協議をしていくことになるわけでありますが、第1次段階は、やはり協議をして全会一致をみて、ただ今出された名前の中で検討していくことがもっとも望ましいという、公募の基準の中にありますので、協議をいたしたいと思いますので、それぞれご発言をお願いいたします。はいどうぞ。

伊藤委員 西木村の伊藤です。大変すばらしい4つの名前が候補として選定されたわけですが、確か3月と記憶しておりますが、公募に入る前に会長から、この名前では1年近く

もかかって、住民の皆さんも心配しているから、5月の法定協では是非決定したいと、お話を会長から伺っております。是非、今、お話を聞きますと、協議協議という、当然それはそのとおりであります、決めようとする、今日決めようとする努力を、最善の努力をしていただきたいと要望したいと思えます。

会長 はいどうぞ。

稲田委員 田沢湖の稲田です。たまたま、みちのく市とか北の都という名前が残りました。既存の名前でなく。そういう場合に、東北北海道でこういう名前で合併が済んでいる所で、こういう名前になった所があるかないかということも、私は一応確かめる必要があるのではないかと思います。秋田県の名前ですから、そうは拘らなくてもいいのですが、その辺のあたり、事務局で、こういう似ている名前が東北北海道であるのかどうかということ、あるいは、調べるための時間が必要だということであれば、今、伊藤委員が言ったようなことでなくして、それらも検討して、なるべく類似のないような名前が必要でないかと思って質問をいたしました。

事務局長 今、出ました、みちのく市、北の都市も東北といいますか、全国的にもございません。そういうことです。

会長 他にございませんか。

田口（喜）委員 田沢湖の田口でございます。第3次選定で4つの名前が投票されたわけです。2月の段階で5月の法定協議会で名称を決定したいというような発言もあったかとは思いますが、今ここで4つの名前。皆さんで選んでいただいた4つをここで、また投票と言う形で決定するのは、ちょっと時期が早いのではないかと。当然、この4つの名前は最大限尊重しますが、やはりもう一度持ち帰って、十二分に検討して、この合併が成就する為にも、私はその時間が必要でないかなというふうに考えております。例えば秋田県では仁賀保金浦象潟という一番先に合併が成立するというふうに考えておりましたが、やはり、ああいう例もありますので、ここは慎重に慎重を期して、ここまで時間をかけてきたわけですから、やはり話し合いで決定する方法が最適でないかなというふうに提案申し上げます。

戸沢委員 角館の戸沢でございます。かねてからのスケジュールのことについては、会長さんが申し上げられたとおりであります。今、田沢湖の田口議長が言われたように、大変大事な問題であります。ここで協議といっても、なかなかいろいろな角度からまた検討しないといけないことあると思いますので、なお検討することに対しては賛成であります、ただこれから、もうちょっとここで絞った形で、検討に持ち込むのか、これでこ

のまま検討に入るのかというようなことでありますが、そこらへんのところ、各々の考え方があれば申し述べて、もしこのままあらゆる角度から検討するということについては、私は賛成であります。なお伊藤さんの言われたように、最善の努力ということがあるとなれば、もう少し絞りこめるのかということだと思いますが、そこらへんについて。

武藤委員 西木の武藤です。一言ご意見を申し上げさせていただきたいと思いますが、この氏名については、十分世論も尊重したし、アンケートもとったし、その後はこの協議会に任せられている問題であるわけです。それがここに4つ出てきたわけですから、これはあくまでも、持ち帰っても同じ結論になるのではないかと。私は今日、協議をして、尚且つ纏まらなかった時には、次回ということもあるでしょうが、我々はこの名前において半年も空白を続けております。もっともっと重要な問題を協議しなければ問題があるわけですから、出来るだけ最善の努力をして、早い機会に決定すべきだという持論でございますので、一言申し上げておきます。

稲田委員 田沢湖町の稲田ですが、実は当初一番心配されておりましたように、田沢湖と角館が残った。お互いに譲らないでいれば、この合併は成就しないというようなことで、公募という姿になったけれども、また最後残ってしまったということでもあります。そこで、皆様方に決めていただくのは、やっぱり角館と田沢湖はこの際大人になって、消すべきではないか。そして、新市に向かった第三者的な名前をお互いに求めて、そしてそれを持ち帰ると。このままで行けば、田沢湖は田沢湖。角館は角館。西木の方々はどういう選択肢するか分かりませんが、そこでまた同じ結果が繰り返されるのではないかと思いますので、いわゆる委員の方々はどういう判断されているのか、それを私は協議をした方が、新市の名前が決定する最善の方法だと思います。会長である町長に、委員の方々からそこを聞いていただいて、今日決定するのではなく、絞り込むということをお話したらどうかということで、私はご提案申し上げたいと思います。

三杉委員 角館の三杉です。今、稲田さんの言ったことはちょっとおかしいと思います。そうすれば、公募の段階でやはり3町村の名前を入れての公募でなければおかしかったはず。結局はこの公募にこの3町村の名前を入れなかったことが、一番のあれになってくるわけで、それはおかしいと思いませんか。

会長 はいどうぞ。

藤井委員 西木村の藤井です。ちょっと話題が変わりますけれども、みちのく市に10点が入られましたけれども、みちのく市というみちのくという言葉に、もう少し私は深く踏み込んで行きたいと思っておりますけれども、ここで学識経験者の方に、どなたかに、みちのく

の言葉の深い意味というものを、どなたかに説明いただけないでしょうか。もし出来れば、私個人としては角館の遠藤先生にみちのくという言葉の深さというものを、出来ればです。お聞きしたいです。そうでなければ、委員の方の教育長がそういう方々にお聞きできればなど、そう思っておりますがいかがでしょうか。

会長 ただ今のお答えについて、20の選定をされた時に、皆さんのお手元にあります、みちのく市の選定理由については、3町村とも自然を活かしたみちのくの観光地であり、全国的にアピール出来る美しい名称であるという、選定の理由がこの名前に付記されております。ただ、この協議会に今、選定委員の方を呼んで聞くとすると別の角度になってまいりますので、委員以外の方から、今、この席でお話を聞くということは、いかなものかということでもありますので、この協議会のひとつの今まで公募の基準から進めてきた内容による経緯からいって、そういうふうにご理解願いたい。ただ、ここにはそういう考え方で、選定の理由を掲載をされているという内容については、事務局で…。ということでもありますので、お答えに替えます。

田口（勝）委員 角館の田口ですけれども、最終選定に入っているわけでありまして。第3次選定の結果から言うと大変危険な状態になってきているのではないかないというふうに、私自身捉えております。それは、それぞれの町村が、それぞれの意思を持って、第3次選定に望んだという結果だろうということでもあります。今、この状態の中で、じゃあ、どのように協議して、さらに一步前に進めるのかということになると、今の段階で絞込みするなり、最終選定の新市名称を決定するにいたるには、大変、私は危険でないかなという感じをもっています。例えば、今、藤井委員が言われましたように、みちのくという事についてどうなのかと。その語源はどうなのかと。いうことでもありますけれども、岩波書店の国語辞典なんかを調べていただければそれなりのものが出ています。これには、当然、秋田県を指しているのではなくて、宮城、岩手、青森。そういうところが入っているのでありまして、道の奥だという意味だというような内容がその辞典の中には書かれております。そういうことなんかも、本当に本気になって話し合いをしていくとすれば、このまま行けば大変な危険な形になるのではないかという気がしますので、先程、田沢湖の議長、あるいは角館の議長さんがおっしゃったように、次回に向けて本当にどうするのかという、そうとう慎重を期した進め方をしないと、大変危ういような私は感じしておりますので、そこらへんを考えたならば、今のようなそれぞれの名称に一つ一つ検討する時間がやっぱり必要でないかなと思います。

会長 ただ今、いろいろなご意見があるわけでありまして、その他、ご発言ないでしょ

うか。ただ今、いろいろなご意見がございました。協議は全会一致がひとつの基本になっているわけですが、協議事項なわけでありまして。しかし、今の過程ではご意見もあるわけですので、この取扱いについて若干協議をしていくということで、そういう形で皆さんに報告するという形ではいかがなものでしょうか。ちょっと考えながら、今、ご発言をさせていただいたところであります。

(「休憩して」という声あり)

会長 暫時休憩いたします。

休憩 14:36

再開 14:58

会長 それでは、休憩前に引続き、会議を続行いたします。先程の審議の過程、あるいは休憩中にも委員の皆さんからご発言をいただきました。やはり今日、全会一致でこれを決定していくというのは非常に厳しいものであるという認識の中で、ただ今、副会長さんとも協議をいたしました。私の方から、そういう協議内容をご報告申し上げて、皆さんに賛同をいただきたいと思います。継続を含め、私の方から提案をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。先程のことを踏まえて協議した結果、継続の中で、今、日程等も調整しながら発表させていただきたいと。こういうことであります。いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

会長 それでは、ただ今、ご承認をいただいたところでございますので、協議した内容を含めまして、私の方から継続協議をいたしてまいりたいと。日程についていろいろ調整をいたしました。6月16日の日に、午後1時半から臨時協議会を開催して、先程協議いたしてまいりました。最終選定のルールに従って、進めてまいりたい。こういうことでございます。いかがでしょうか。はいどうぞ。

藤井委員 西木村の藤井ですけれども、大変申し訳ないんですけれども、午前とかにしていただけないでしょうか。午前とかは、こういう協議会を行っていただけないでしょうか。

会長 ただ今、16日の午後という事で、それぞれ私ども、議会の日程もあるようですが、一応その調整をさせていただいたところでありますので、なんとかご理解いただきたい。はい。ということで、今日の第3次選定の最終選定については、ただ今ご説明申し

上げましたように、6月16日、1時半から臨時協議会を開催いたしまして、最終選定のルールに従って、進めてまいりますということで。会場は田沢湖会場となる予定でございます。それではいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 ご異議ないようでありますので、この議案につきましては継続協議といたしまして、今申しあげました、日程によって進めてまいりたいと思います。それでは、協議案件第5号については、継続協議と決定をいたしました。次に協議案件の第10号、議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。この件につきましては、去る臨時協議会において、協議の結果、それぞれの議会のみなさんが持ち寄って、協議をして、31日には決定をするということで皆さんにお諮りをして、継続協議にいたしましたわけですが、各議会からそれぞれご報告を願って、協議をするということにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。ただ今申しあげましたように、各議会よりご報告をお願い申し上げます。始めに田沢湖町議会よりご報告申し上げます。

田口(喜)委員 田沢湖の田口ですけれども、協議案10号については、先般の法定協議会で私が発言したとおりであります。ただし私の発言後に角館さんが、在任を適用というような発言がありましたので、再度3町村の議会で協議した訳でございますけれども、在任期間は1年1ヶ月。定数は24というようなことで協議はした訳でありますけれども、まだ3町村の合意にはいたっていないわけでありまして、多少の温度差がありまして、まだ協議中な訳でありますけれども、いずれ田沢湖の議会としては、小委員会の答申を最大限尊重して、定数は24人、在任期間は1年1ヶ月というようなことで協議を終えております。以上です。

会長 それでは、ただ今、3町村の議会で協議はされているということでございますけれども、それぞれの議会で再度協議をされているということでございますので、角館町議会の方から、含めてご報告を。一応、ご報告をお願い申し上げます。

戸沢委員 実は前から変わってないです。うちのほうは、1年1ヶ月とかということには、とてもではありませんがいたらないと。そこまでは考えておらないという結論でありまして、いくらでも在任を使うということにしました。この前は、それは合意しましたが、期間については小委員会の提案以上はとても考えられないと。そういうことは各町村議会によほど前にお伝えしました。変わっておりません。このことについては。

会長 次に西木の議長さんからお願い申し上げます。

佐藤(宗)委員 西木村の佐藤でございます。先般の報告後に特別委員会を開催いたし

ましたけれども、先般の報告どおり、在任は1年1ヶ月、定数につきましても26人から段階的に削減するという意見に変わりはありませんけれども、やはり合併を大前提とする観点から、協議会の集約につきましても、尊重せざるを得ないというような意見も出ております。以上です。

会長 ただ今、3町議会の議長さんからそれぞれ報告がなされました。先回の協議会では在任特例を適用する方向で意見に一致をみているわけでありますので、後は期間の関係について、ただ今、お話にありますように、それぞれ若干異なっているわけでありますが、これについて、委員の皆さんからご発言があれば、ご発言を頂戴いたしたいと思っております。

細川委員 田沢湖の細川です。議員の任期、定数について、私たち小委員会では、本当に考慮して、熟慮して考えたまとめを出したつもりです。前に委員長の山本委員が話してくださったそのとおりであります。角館さんの方で、特例を認めるというところの7ヶ月というのを出してくださって、私、本当に良かったなと思うのですが、じゃあ田沢湖、西木さんはなんとか13ヶ月というのを話し合いで、合併を成立させるという意味で、もう一度、3町村で話し合いを出来ないものでしょうか。市名については、今、いろいろと話し合いで、もう1回という所まで行ったのですけれども、この任期、定数については、話し合いを前にしてくるという話でした。それがもう一度また13ヶ月24人。13ヶ月7ヶ月というところですか。13ヶ月の理由はいろいろ伺うところによれば分かるような点もありますが、この席でなぜ絶対13ヶ月が譲られないか、そのあたりを話していただいて、角館さんがそれについてどのように歩み寄ってくれるか。また、田沢湖、西木さんが13ヶ月を変更できるという点があるかどうか、なんとかもう一度この場で、出来ない理由、その点を話合って、出来るにはこうした方がいいのではないかとこの点も深めていただきたいと思います。私たち小委員会では、本当に考えた末の結論でありまして、是非、尊重していただきたいなと思っております。以上です。

会長 はいどうぞ。

佐々木委員 角館の佐々木です。今、細川委員からお話ありましたが、私ども議会の特別委員会の論議では、7ヶ月是認ということではなくて、最大限認めても7ヶ月の範囲内なのだということで、7ヶ月で良しという議論にはなっておりません。正直言いまして、委員会の中身は、あの後持ち帰りまして、委員会で協議した中で、もちろん在任は使うべきではないという意見もあります。また期間の問題につきましてもそれほど7ヶ月で良しということではなくて、私自身も、委員長見解ということで見解を求められまして、委員長の私案ということでお話ししまして、そのことが論議しませんでしたけれども、私は正直言

いまして7ヶ月案には同調しておりません。はっきり申し上げまして。大筋での在任には、角館町議会としての結論はこの間のおりですけれども、まだそこらへんの論議は詰めておりませんので、その判断はまた、議長あるいは副議長おりますけれども、私もおりますけれども、それぞれの範囲の中での判断になるのではないのかなと。仮に今日結論出すとしましても、ということで、申し訳ないのですけれども、7ヶ月ですべて良しというところまでは正直言ってそこまで行っておりません。一応補足説明ということでお話ししておきます。

会長 他にございませんか。ただ今、ご意見が出された訳であります、他の委員の皆さんから。はいどうぞ。

田口（勝）委員 角館の田口ですけれども、西木さんにつきましては法定協議会の決定を尊重して、それに従うという議会の意思なのかということのひとつ、もう一度お聞かせ願いたいということであります。それから、田沢湖さんにつきましては、全体的な意思確認はまだ出来ていないと。しかし、法定協議会の決定にはどうなのかと。いうことについては、議会の中で議論されているのか。角館の場合は、在任特例は出来れば使いたくないけれども、合併を成就するためには、法定協議会の決定に従わざるをえないだろうという方向だろうというふうに、私は理解していますけれども、それともう一つは、こういう協議を議会の意向というものを重視して決定して良いのかということになると、いささか疑問があるというふうに私は思います。やっぱりこの法定協議会の中できっちりした形で決めていくためには、小委員会がせっかく意見を集約して、提案してそれを受けて町村長方が協議してこの場に提案している内容でありますから、それなりに意思というものを尊重されなければならないものというふうに思いますし、出来れば、もう一度小委員会ということにならないかもしれませんけれども、議会、議会ということで、あまり議会の責めがないで、法定協議会の中でもう少し決める体制を整えていったら、良いのではないかなと思います。

会長 ただ今のご意見もそういうご意見でございますし、もう少しご発言をお願いいたします。はいどうぞ。

小松委員 田沢湖の小松であります。今まで申し上げられたように、細川委員が申し上げたのとまったく同じでありますけれども、私も小委員会の一員として、なぜ1年1ヶ月なのかというふうなことを、我々委員であってもその中身が良く分からないと。当然、住民も良く分からない。その中身について説明責任があるのではないかと、いうふうに思います。はっきりしていただきたいというふうに思います。

会長 他にございませんか。はいどうぞ。

稲田委員 田沢湖の稲田です。1年1ヶ月の根拠をお話申し上げたいと思います。私どもは小委員会の7ヶ月案に反対という立場をとっております。それは何ゆえかといえば、今まで法定協議会で論じられた事が、大事なことが新市の調整事項と言う形になってあらわれております。果たしてこういうことが、私たちが7ヶ月中途で辞めて、地域住民の立場に立った時に、マイナス要素ならないのか。大筋ではいろいろな事を認め合わなければなりませんけれども、国保の問題やら水道の関係やら、あるいは新市になったときに、3月に新しい予算が決定して、暫時の市長がいて50日。それから、本当に動くのは6月から動くしかないと思います。選挙やなにやらで。そうすれば、7ヶ月というけれども、実質的には私は5ヶ月。5ヶ月でこの新市がいろんな構想を練った時に、そのことが熟慮されながら、いわゆる論じられるかということであります。新しい市長が角館になろうが田沢湖になろうが西木になろうが、いろいろなことがあると思いますが、そういうことを知っている議員が居ればこそ、調整事項なり地域の声を新市に反映させるなり、いろいろなことが私は可能だと思います。果たして5ヶ月間で地域の問題やら、新市の発展構想や、いろいろなことが解決されて、すべてが順風万歩に行くのかなというところに私どもは一抹の不安があります。そういう関係から行って、一年間の予算を通して、それが3月でありますので、やはり3月の…。これは傍聴者の方々に叱られるかもしれませんが、3月の予算審議をやる時の選挙というのは、議員の人は熟慮した予算審議が出来ない。そういう関係であえて1ヶ月伸ばしていただいて、予算をきっちり審議して、そのことを公約に掲げながら住民の方々の判断をして、新議員が生まれると。そういうような形を私はとりたいたいと思います。ただ、たった4ヶ月でお金がかかるからというようなことだけで、私は地域の方々の不満が燻るのではないかと。あるいは弱者の方々が泣き寝入りしてしまうのではないかと。私はそういう声を議会に反映させるべきで、そして新市長といろいろなことを討論しながらやっていくのが、いわゆる1年1ヶ月の、田沢湖町議会としての進むべき姿である。そういうことをいろいろ論じております。あえて、角館の公立病院の関係。7億になろうとする赤字。これを私は角館だけの問題でないと判断しています。3町なり、隣接する町村の方々も、これはこの問題を解決するべきだと。これはいろいろな角度から検討していかなければ、ただ合併して、新市になってからいろいろなことを解決するわけには私はいかないという、これも私の持論でありますけれども、そういうもろもろの問題がやっぱり重なっておりますので、やっぱり1年1ヶ月の、非常に地域の方々なり、傍聴者の方々に、田沢湖の稲田おかしいのではないかと言われますけれども、やはり高齢者なり

弱者なり地域に新しい生き方を求める時に、私どもは1年1ヶ月の在任期間が必要であると。そういうことであります。

会長 どうぞ。

戸沢委員 いろいろ、いつも話ししている中で大変恐縮であります。お互い違う自治体が一緒になるのですから、これは当然違うのがあたり前で、それを、一致点をどこにするのかということは話し合いでできなければ投票で決めるしかない訳ですが、私どもは在任使うという決断したからには、7ヶ月であろうが1年1ヶ月でも理由を申し述べなければ住民が納得するはずがありませんので、一言申し上げたいと思いますが、まず住民負担の調整とかあるいは住民サービスの水準も各町村違います。大仙市のように自治体が多ければ多いほどこれは大変な苦勞ををすると思うのです。6ヶ月位。これはなぜかということ、幹事会あるいは事務当局が合併する前に、この法定協議会で問題さえをどんどん解決していけば、すぐ移りながら、幹事会、事務当局がしっかりした検討をしながらこの法定協議会に諮って、そして合併前に調整するものはかなりあると思います。積極的にやると。それを私たちはその為の法定協議会ですから、そういう方向を早く進めていただきたいということで前から感じておりました。従って、それを積極的にやるとすれば、在任期間が私は1年1ヶ月でなくても出来ると思います。合併後、議員の人たちが7ヶ月をどういう時間にするかということは、やっぱり建設計画の具体性を見出す為の協議をしなければならない。新しい首長さんの考え方にほとんど委ねられるケースがありますから、その為に精力的に議会が協議に加わっていくと。それともう1つ、住民の自治組織を末端までつくると。一番精通している議員でありますから。皆さんで住民自治意識を作る為に、7ヶ月間を努力すると。せつかく事情聴取をやって、そして小委員会が町村長が相談してやって出されるこれに対して、最大限一致点を見出すにしても、我が町としてはその範囲で努力しようということでもあります。早く、何と言いますか、今後の地域づくりの本格的な議論に入りたいものと。これこそ出来れば、今日決めるようにこの前、会長さんが言われたように、決定方法を決めて向かっていただけないものかというお願いであります。

会長 ただ今のお話に対する事務局なにか補足的なものありませんか。

事務局長 今、言われました建設計画につきましては、鋭意努力しております。3町村に新市将来構想の素案の概要版を近々各世帯にお配りしまして、説明会を開くなりして、それぞれの住民のご意見を伺いながら3町村の新しい市の建設計画を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

会長 事務的な作業は、かなり進めさせていただいておりますので、今おっしゃる内容

については、これからの協議会の中でいろいろとお諮りしていくという内容でありますので、ご理解いただきたいと思います。他にございませんか。はいどうぞ。

山本委員 角館の山本です。先程、小委員会の委員の皆さんから、ご意見ございましたけれども、自分もそのとおりです。小委員会としまして、提案されましたとおりでございますけれども、その中で再三申し上げておりますけれども、我々サイド民間の委員から見れば、合併というのはこれから経費を削減していかなければならない。それが、大前提だと思いますし、私から言わせれば大変失礼でございますけれども、議員の皆さん方も大改革で行かなければ、これからの行政は成り立っていかないと考えております。その意味でも、出来れば在任特例を使わない方がいいという意見も小委員会でもございました。やっぱり合併段階をスムーズにいくとすれば、ある程度在任期間があっても良いのではないかという、小委員会の纏めでございます。これから新しい市に向かっていくとすれば、やはりそういう意味でも出来るだけ経費を少なくして行って、今までのかかった時間を出来るだけ短くして、住民サービスのことを考えてやってもらいたいと思いますし、どうかこの席で議員の定数、在任特例を使うかどうかを今日是非決定していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会長 はいどうぞ。

田口（喜）委員 田沢湖の田口ですけれども、先程、稲田委員の方から私の考えているほとんどのことをおっしゃられたわけでありまして、在任といいますと、住民サイドから見れば、議員のエゴでないかとか、あくだというようなそういう声は聞こえてまいります。しかし、3町村がここで一緒になるわけでありまして、3町村は昭和31年にそれぞれ合併してから50年近い歴史をもっているわけでありまして、それぞれ近隣の町村ではありませんけれども、生活形態だとか考え方だとか行政運営だとかは一致しているものではない。やはりここで、50年の歴史にピリオドをうって新しい新自治体が誕生していくわけでありまして、この中で在任を使わなければ、即選挙でやれば良くなるのではないか。それは私は企業の論理でないかなと。やはり、この逼迫している財政をいかに削減していくかということになれば、それは当然合併という、即在任を使わないという論になってくるかもしれませんが。しかしながら、この住民がやっぱり3町合併して良かったなという期間というのは、私は最低1年は必要だと。いずれ我々もこの法定協議会の中で、いろいろな70パーセント近いものが承認をされた。合意をしているというようなことでありますけれども、実際どうかと。こんどは新市になった場合にこのことが調整は新市に引き継ぐ、新市で調整するというふうになっているわけです。そうなった場合に新市で在任の期間で議論してい

く。その在任の期間に1つ問題が出た。これを議論していく。それは次の日に解決していかない。当然、定例の議会があるわけでありますので、その中で議論していくのであって、すぐものは決まるものではない。また、これは妥協もしていかないといけないし、一致点を見つけていかなければならないというのは十二分に私も承知しておりますけれども、この大事業の合併は、言わば、財政、お金という事だけで言うていいものか。やはり絶対に後世に悔を残さないような合併をしていくには、やはりある程度の期間は必要であるし、そして住民が我々が議会が当局もソフトランディング出来るような体制をもっていかなければ、良い合併とは言えないのではないかなというふうに、私個人的に考えておまして、議会でこういうことは発言したことはありませんけれども、1年1ヶ月という在任根拠を示せ。それを科学的にだとか言われて、すぐぱっと出てくるようなものではないと思います。やはりこれは住民のハートの問題ですので、その位の期間は是非とも必要であるし、もっていただきたいと思います。財政については、在任の期間の間金がかかるのではないかと、議員のエゴでないかというのは、それはまた別の話で、別の方向で解決していく、進めていく方策はあるのではないかなというふうに考えております。以上です。

会長 はいどうぞ。

伊藤委員 西木村の伊藤です。先程、うちの方の議長から西木村議会の様子を説明いただいた訳であります。我が村では定数26と。それから在任期間を田沢湖さんと同じように1年1ヶ月という線をだしているわけですが、私なりに言わせてもらいますと、田沢湖さん角館さんと違った我が村の状況がある訳であります。南北に40km近い細長い村でありますし、気温も違う、雪の量、そうしたものも違う。そうした村の状況の中で、すぐ、あるいは7ヶ月、そういう逆立てで選挙を実施されますと、必ずしも人口割あるいは有権者割で決まるわけではないと思いますが、3人とか単純計算しますと4人とか、そうした線に絞られてまいります。そうしますと先程申し上げましたような我が村の状況が、どうなるのだろうと。私どもは住民の声を背中に背負っているわけですから、心配にならざるを得ないわけでありまして。そうした点も踏まえまして私どもは、26人の1年1ヶ月ということを出しているわけでありまして、是非そこらへんも踏まえましてご理解を願いたいと思います。

三杉委員 角館の三杉です。すみません。私は1住民としてちょっとお話ししたいと思うのですが、今、議員さん方のお話はちゃんと聞きましたけれども、これからの私の意見として、合併に関しての特例ですね。住民がどれだけ今の、大変失礼ですけど、議員を頼って生活をしているか。ここに問題があると思うのです。これから例えば合併する

となれば、やはり各町村に役場職員というものがいますので、そちらの方に重きを置いて行くべきだと、本当に心から思っております。やはり身近にその役場職員の方、ご近所の方いらっしゃると思うので、そう思います。なんといいですか、オーバーになりますけれども。でもそうだと思います。ですから特例云々で今、議論して1年1ヶ月とか、なんとかって言っていますけれども、果たして本当に住民が必要としているのか、していないのか。それはあえて議員さん達だけがそう思っているのではないのでしょうか。ということをつつけ加えたいと思います。やはりこれから一番重要なのは、役場職員さんをどうしていくのかという、そういう住民の立場からして私はそう思います。

細川委員 田沢湖の細川です。小委員会の中でも私は、私を含め数人の方が、小地区と言ったら良いか、選挙された時に、もしかして本当の意味の自分の区域から議員の皆さんができるかどうかというそういう心配があるところもあるのではないかと言う話。そういう心で特例に向いてまいりました。私はそうだと思います。今、三杉さんの考えとはちょっと違いますが、その意味で特例を是非私は使用すべきだと思います。ところで特例の期間ですけれども、今、世論の情勢としてはいろいろ出ております。その時、私たちが小委員会で話し合いがスタートした時も、もう既に出ておりましたが、やっぱり、議員の皆さんには精力的にがんばっていただいて、今、あげられました諸問題については、本当にがんばって解決に向けてもらおうと。そして新しい議員の皆さんに引き継いでもらおう。そして、住民から全幅の信頼を得た、そういう議員の皆さんが出ていただいて、新しい市の議会で話し合いで決めていただくと。そういう願いを込めての7ヶ月ということでありました。今、5ヶ月が実質の活動ではないかというお話でしたけれども、だとすれば5ヶ月で、いや、5ヶ月ではなくて、この合併協議会が始まった時から、精力的に活動を、または、問題点について指摘をもって、いろいろ検討したり、住民の方々と話し合いしたり、地域の問題点を汲み上げたりしてあるならば、私は、完璧ではないと思いますけれども、解決方向又は方法、また住民の皆さんに納得いただく気持ちというのは伝わっていくのではないかなと思います。在任特例あり。そしてその期間はなんとかバランスを取って、小委員会の7ヶ月というところを、活かしていただけたらなと思います。以上です。

会長 はいどうぞ。

佐藤(宗)委員 西木村の佐藤でございます。議員の身分につきましても、それぞれの方から、いろいろ論議してまいりました。今日も協議しておりますけれども、なかなか話し合いでは決着出来ない状況なのではないかなと認識しております。先般、本日の協議会において、決定していただきたいという発言もございまして、我々もそれを了承したよう

な形になっております。なかなか進み具合が鈍くて、今後どうなのかと危惧していますけれども、いずれにしましても、いろいろな立場から論議は尽くしたと思っておりますし、ここで首長さん方がどういう形をとるのかということにつきまして、採決の方法でも良いのではないかなというふうに、個人的な考え方ですけれども、なにも決まらないのではどうしようもないので、それは今言ったように、皆それぞれの立場から、いろんな立場から論議があるのは間違いのない事実でございます。小委員会の意見も踏まえながら、考え方も踏まえながら、ただ期間にずれがあるというようなこともなろうかというふうに思っております。そんなことで、少しでも前に進んで下さればありがたいなと思っております。

会長 はいどうぞ。

田口（勝）委員 角館の田口です。先程、私、質問しましたけれども、それについて座長の方から取り計らっていただいておりますので、今、西木の議長さんが言うように、今日この場で決めるにしても、先程質問しました、例えば西木村では、法定協議会の決定には従うと言いますか、それを尊重するということが話し合われたと。しかし、田沢湖町の場合はそうではなかったと。まだ、バラバラであるというようなニュアンスの田口議長からの説明でしたけれども、今、大体1年1ヶ月の必要性ということについては、議会の皆さんの言う気持ちについては、理解出来ます。理解できますけれども、しかし、決定は法廷協議会の中で決定して行くわけですので、法廷協議会のお話には応じられないと。例えば1年1ヶ月以下の話には応じられないということであれば、角館町議会と、西木、田沢湖町議会それぞれ別の観点になりますので、そこらへんもし意思統一出来るとすれば、今日決める事もやぶさかでないのではないのかなと思いますが、そこら辺、もう一度西木村議会さんのことと、田沢湖町議会さんの法定協で決定することについて、どうなのかということについて座長さんの方から諮っていただければ幸いだというふうに思いますけれども。

会長 ただ今、委員の皆さんから、いろんな角度からのご発言がございました。なんと言いましても、この協議会のそうした決定は大きなでありますけれども、それぞれのやはり議会の皆さんの、大きな大事なことでありますので、やはり意見の一致をみていくのが基本的な進め方でないかなというのが、私の考え方で、前の協議も同じですし、そういうことで、議論を重ねていこうということでございますので、若干休憩をして今のような発言について、もう一度3町議長さんと特別委員長さん方でお話を願って、そして報告をいただいて今のご発言も大きく取り入れながら、進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と言う声あり）

会長 良いですね。そういうことで。それでは私からお諮りいたしますが、ただ今、若干申し上げましたけれども、3町村の議会議長さん、そして特別委員長さんと、もちろん副議長さんも大きな関係がございますので、そこで、もう一度確認をしていただいて、協議会の報告は省略をして、私の方にこういう協議をしたという報告をいただいて、それを皆さんに報告をして、次の議事に進めて行きたいと思いますがいかがでしょうか。それで良いですね。また一々ご報告するというよりも、むしろ一括して、事務局長を参加させますので、事務局長から集約させて報告をするということで進めたいと思いますが。ということでよろしくお願ひもうしあげます。それでは、そういう協議をしていただくために、暫時休憩をいたします。

休憩 15:43

再開 17:00

会長 会議を再開いたします。休憩中にいろいろと協議をいただきました。私もまた、議事運営のまずさで、皆さんに大変ご迷惑をかけたと思いますが、ご提案いたしました、私から休憩中にお話を申し上げました10号の議案については継続審議として、この6月16日の臨時協議会でこれを再度継続をお話を申し上げまして、決定していきたいと思っておりますので、皆さんのご了承をお願い申し上げます。

(「なし」という声あり)

会長 以上で10号については、ご了解をいただいたことに決定をいたしますが、再度いかがでしょうか。

(「賛成」という声あり)

会長 それでは、賛成と言う声がございますので、決定をさせていただきます。なお、次に11号、農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いについてを議題といたします。これにつきましては、農業委員会の関係についても、小委員会から提案されておりますので、この点については、協議してはいかがでしょうか。協議して決めても良いのではないのでしょうかというお話を提案をしたところであります。農業委員の関係については、小委員会から提案されております内容について決定してもいかがでしょうかという提案を11号で申し上げたところであります。このことについては、ご意見はありますか。ということでご提案をいたしました、皆さんからいろいろのご意見があるようですので、改めてご発言をお願いいたします。はい。西木の助役。

佐藤（雄）委員 10号同様に6月16日に決定するという確認で、継続した方が良いと思います。

（「賛成」という声あり）

会長 ただ今、提案に対する賛成というものもございますので、11号についても、ただ今の議案のように、継続協議ということにいたしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

会長 異議なしということでございますので、継続協議にいたしたいと思います。それでは今日提案いたしました、3案件につきましては、それぞれ慎重なご審議をいただきました。なお、6月16日という臨時協議会ということで決定をさせていただく訳でございますが、それに向かって、更に皆さんの協議をお願いして、私の議長の役目を終らせていただいて、事務局から説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局長 それでは、事務局から本日の協議案について確認させていただきます。協議案第5号、新自治体の名称については継続協議でございます。本日3次選考において、4つの名称を選定していただきました。最終選定の協議を行いました。全会一致の意見を見ることが出来ず、次回6月16日の臨時協議会でこの4つの名称につきまして、投票していただいて、最終選定のルールに基づいて決定していきたいということでございます。よろしくお願い申し上げます。協議案第10号、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、これも継続協議でございます。これも6月16日の臨時協議会で決定いたす予定でございます。協議案第11号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、これも継続協議でございます。最後に次回に協議会の予定でございますが、先程会長からお話ありましたとおり、次回臨時協議会6月16日水曜日、田沢湖町で開催する事にいたします。午後1時半です。6月の定例協議会は6月25日金曜日、西木村で開催する予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上で間違ございませんでしょうか。それでは、本日は大変長時間ご苦労様でした。これをもちまして第12回田沢湖・角館・西木合併協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 17：05

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員